

○尾張旭市指名停止取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市が発注する建設工事、設計、調査、測量及び物品の製造買入れ等（以下「工事等」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、尾張旭市における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止及び指名見合せ（以下「指名停止等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等の決定)

第2条 指名停止等は、尾張旭市入札参加資格要件等審査委員会（以下「審査会」という。）の審議を経て、市長が決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第3条 有資格業者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に掲げるところにより、期間を定め指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は2年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなるときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間を除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまで

の間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表第3第5号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 指名停止すべき事案について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 指名停止すべき事案が極めて悪質であるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、当該指名停止に係る事案の内容、経過等により特に必要と認められるときは、別表各号及び前各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第3の第1号から第4号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（2年を超えるときは2年）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかであると認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除する。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 第3条第1項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は尾張旭市（以下「市」という。）の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。）が、談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (3) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下この要領において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名の取消し）

第7条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名をしているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

（指名停止の通知）

第8条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、措置の内容を当該有資格業者に遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、その旨を各関係部課等の長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注した工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（審査会審議までの留意事項）

第11条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する事実が認められるときは、審査会で審議されるまでの間、当該有資格業者の指名選定について慎重を期さねばならない。

（指名見合せ）

第12条 有資格業者の法令違反等の発覚により、市の公正で円滑な契約業務の遂行が困難になると認められるときは、当該有資格業者の指名を、当分の間、見合わせるができる。

2 前項の規定により指名を見合わせたときは、当該有資格業者に通知して、競争入札への参加及び随意契約締結の辞退を求めることができる。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査会の審議を経て、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3第8号の規定の適用については、この要領の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。
- 3 改正後の別表第3第8号の規定の適用については、禁固以上の刑を宣告された者は、拘禁刑を宣告された者とみなす。

別表第1

事故等の措置基準

号	措置要件	期間
1	(虚偽記載) 市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月 以上6月以内
2	(粗雑公共工事等) 市と締結をした契約に係る工事等（以下この表及び別表第3において	当該認定をした日から1月 以上6月以内

	て「市発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	
3	前号に掲げるもの以外の工事等（以下この表において、「一般工事等」という。）のうち県内での施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
4	（契約違反） 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
5	（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
6	一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
7	（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
8	一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2

贈賄の措置基準

号	措置要件	期間
1	次のイ又はロに掲げる者が、市の職員に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から24月

	ロ 有資格業者の使用人でイに掲げるもの以外のもの。（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から24月
2	次のイ又はロに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	イ 役員等	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から3月以上9月以内
	ロ 使用人	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から1月以上3月以内
3	次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	イ 役員等	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から3月以上9月以内
	ロ 使用人	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から1月以上3月以内

別表第3

不正行為等の措置基準

号	措置要件	期間
1	（独占禁止法違反行為） 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から12月以上24月以内
2	市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18月以上24月以内
3	（談合又は公契約関係競売等妨害） 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から12月以上24月以内

4	市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は、公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から18月以上24月以内
5	(建設業法違反行為) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1月以上9月以内
6	県内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
7	(不正又は不誠実な行為) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
8	別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
9	(その他の重大な事案) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会の審議を経て市長が決定